

8 学生の支援

(8-1) 修学支援体制

基準 8-1-1

学生が在学期間中に教育課程上の成果を上げられるよう、履修指導の体制がとられていること。

【観点 8-1-1-1】入学者に対して、薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスが適切に行われていること。

【観点 8-1-1-2】入学前の学習状況に応じて、薬学準備教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導がなされていること。

【観点 8-1-1-3】履修指導（実務実習を含む）において、適切なガイダンスが行われていること。

[現状]

新入生は、入学式直後に行われるオリエンテーションにおいて履修ガイダンスを受ける。履修ガイダンスでは入学式当日に配布されたシラバスを用い、「京都薬科大学での学び」では教育理念・目的を説明する。また、「学修の手引き」では、きめ細かく学修の説明を行い、6年間ににおける本学での薬学教育の流れを理解できるようにしている（シラバス）。

さらに、1年次生に対しては後期開始時に、各学年に対しては各学年次前期開始時に学年ごとに履修ガイダンスを行っている。履修ガイダンスではガイダンス内容を記した資料を配布し、資料に沿って選択科目の履修登録方法、試験制度および進級条件の説明等を行っている。シラバスの中にも学修上の留意点を詳細に記した学修の手引きを掲載している。選択科目の決定は、一回目の授業を聴講した後行えるよう履修登録期間を設けている。選択科目の履修登録が不足している学生については個々に呼び出し、履修指導を行っている。

実務実習のガイダンスは、3年次の秋、および4年次の6月の2回行っている。ガイダンスではガイダンス内容を記した資料を配布し、資料に沿って実習内容および実習施設について説明を行い、できる限り学生の希望に副う実習施設を選択するように指導している。また、3年次の1~3月に個別に呼び出し指導を行っている。

進級査定会により留年が決定した学生に対しては、学生相談員（一人の教員が1学年7~8名程度の学生を担当し、学生の相談を受け、学業や生活一般の指導を行う）、学生および保護者による三者面談を実施し、留年に至った原因、大学生活、および学修上の問題点等を学生本人や保護者から直接話を聴き、指導やアドバイスを行って、次年度の大学生活の改善につなげている。また、年度当初に留年生対象の履修ガイダンスを開催し、当該年度の履修科目、試験制度および進級条件等について説明を行っている。前年次以前の未修得科目がある場合、当該年度の講義に支障がない限り講義を聴講するよう指導している。

高等学校で履修していない学生や履修したが理解が十分でない学生を対象にして、

数学、物理学および生物学について一年次前期13回（1回90分）単位認定は行っていないが、補習講義（補講）を開講している。補講は希望者が自主的に受講しているが、履修指導は、入学式後の履修ガイダンス、各担当の教員が担当する正規科目の授業中に行い、またシラバス中にも記載し受講を奨励している。

なお、指定校推薦入学試験合格者に対して、入学前に数学、物理学、生物学および化学（化学は2009年度入学者より追加した）の課題を、一般公募性推薦入学試験合格者に対して、数学、物理学、および生物学の課題を与え、入学までの基礎学習の修得を課している。

その他不明な点や疑問な点などある場合は、適宜、各担当課や学生相談員が随時対応するような体制をとり、学生が在学期間中に教育課程上の成果を上げられるよう履修指導の体制を整えている。

[点検・評価]

優れている点

- ① 1年次生は入学直後のガイダンスだけでは十分理解できないことも考えられるため、後期開始時に後期授業に対する履修ガイダンスを行っている。また、2年次生以上には、各学年次開始時に履修ガイダンスを行っている。
- ② シラバスの中に学修上の留意点を詳細に記した「学修の手引き」を掲載している。
- ③ 選択科目の履修登録が不足している学生については個々に呼び出し、履修指導を行っている。
- ④ 実務実習では、2回ガイダンスを行い、実習施設を紹介し、各自の希望に合うような施設を選択するように指導している。
- ⑤ 留年生に対し複数回の留年を防ぐため、多面的にきめ細かく指導している。
- ⑥ 補講受講の指導を多面的に行っている。
- ⑦ 推薦入学試験合格者に対し学力の維持および大学での授業に対処できるよう課題を与え、レポートを提出するよう指導している。
- ⑧ 常に学生の履修指導が適切に行えるように、事務、教員の体制を整えている。

改善を要する点

- ① 補講受講は、出席者の自主性に任せている。
- ② 入学前課題のレポートを補講受講の指導に活用していない。
- ③ 学生の履修指導に対する意見を聞き、改良する制度がない。

[改善計画]

- ① 補講受講を、さらに積極的に勧めるよう努める。
- ② 入学前課題のレポートを履修指導に役立てるように努める。
- ③ 補講受講の効果を履修指導に役立てるように努める。
- ④ 学生の履修指導に対する意見を聞き、改善するように努める。

基準 8-1-2

教員と学生とのコミュニケーションを十分に図るための学習相談・助言体制が整備されていること。

【観点 8-1-2-1】担任・チューター制度やオフィスアワーなどが整備され、有効に活用されていること。

[現状]

個々の学生に対してきめ細かい教育的指導、および学生生活指導を確保するため、本学では「学生相談員制度」と「分野主任制度」を設置している。学生相談員制度は入学時から三年次生前期まで名簿順に50クラスに分け、講師以上の教員が担当する。入学者数にもよるが各学年、教員一人当たり7～8名の学生数となる。各教員には、入学式当日に面談・懇談会をもち、ゴールデンウィーク明けおよび前期試験前に相談会を持つよう依頼している。また、前・後期試験結果の手渡し配布と指導、および成績不良者への指導、留年生への三者面談（学生、保護者、教員）など、幅広く対応している。また、生活指導関連では、奨学金の相談、下宿の変更、傷害・病気への対応など学生生活全般の問題に対して、学生相談員が対応することになっている。大学への届けや各種証明書に関しても学生相談員の下承を得る。このように、機会あるごとに学生と相談員のコミュニケーションが取れるような体制となっている。

同様に学生相談員制度は三年次後期の分野配属から配属先分野主任が担当となる。各分野には原則3名の教員が在職し、分担して学生を担当している。分野教員の転勤や退職により、教員数に変更があったときはその人数に応じて所属学生数が決定される。分野では、学業、生活、進路および研究など多岐にわたる指導がなされる。

このように入学時から卒業まで、全ての学生が必ず教員の指導下にある。

オフィスアワーに関して、現在本学では一律に設定していない。本学では基本的に全ての教員は毎日（土日除く）出勤しており、研究室に行けばどの教員とも連絡が取れるようになっている。また、学生に配布されるシラバスには、必ず対応できる曜日、時間を明記することになっている。そのことから、特に全学的なオフィスアワーを設けていない。

[点検・評価]

- ① 学習相談・助言体制に関して、制度的には学生相談員制度および分野主任制度によって十分整っていると考える。
- ② しかし、教員個々の対応に差が認められ、「相談員にほとんど接する機会がない」、「相談員とは成績をもらう時しか関わらなかった」など、相談員のあり方に対する意見も散見されている（第1回学生満足度調査）。
- ③ 分野主任制度に関しては、各分野の教員が連携して分野学生を指導するた

め、また研究室配属学生はほぼ毎日研究室に出席しコミュニケーションを取れる環境にあるため、学生相談員に対するような不満は出ていない。

[改善計画]

本項に関する改善点として、学生相談員のあり方および相談員の決定方法や面談依頼方法について検討する必要がある。現在、学生相談員を担当することのできる講師以上の教員は63名である。このうち50名が既に担当し、退職教員がある毎に、本学での教育歴（年数）順と職歴（教授、准教授、講師）順に依頼し、了承された教員が担当している。この手続きには個々の教員の意欲や実績などは考慮せず、事務的手続きのみで最終的には学長からの指名となる。今後は、学生相談員担当の空席が有った時は、教員に対する希望調査を行い、積極的指導が期待できる教員が担当するような方法を取るべきだと考える。

また、学生満足度調査で明らかになったように、一部で学生と相談員との接触が極めて少ない教員もあるため、前期・後期ごとに強制力のあるオフィスアワーのような機会を、少なくとも数回設定する必要がある。このような機会には報告書を提出することも有効な方法と考える。

基準 8-1-3

学生が在学期間中に薬学の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

【観点 8-1-3-1】学生の健康相談（ヘルスケア、メンタルケアなど）、生活相談、ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談助言体制が整備され、周知されていること。

【観点 8-1-3-2】医療系学生としての自覚を持たせ、自己の健康管理のために定期的な健康診断を実施し、受診するよう適切な指導が行われていること。

[現状]

学生の健康や生活に関する相談助言体制に関して、本学ではヘルスケアは医務室、メンタルケアについては医師（非常勤）および臨床心理士（非常勤）が対応している。医務室は常勤の看護師が医務室（診察室、相談室、ベッドルーム）にて対応し必要があれば、校医や近隣の大学指定病院と連絡できる体制にある。また、プライバシーにも配慮し、学生が訪れる窓口は2ヶ所確保、一箇所は他学生や教職員の目に触れないで出入りできるようになっている。ハラスメントに関しては、これまでセクシャルハラスメントのみを対象としていたが、今年度より、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等すべてのハラスメントに対応すべく「ハラスメント対策室」を設置し、対応している。全学的な保健センターや学生相談室は設けていないが、学生課が窓口となり学生の全ての相談に応じ、対処している。このような制度の周知方法は、入学時のガイダンス、大学ホームページ、学生便覧および掲示板などで徹底するようにしている。

健康管理については、全学生（大学院含む）を対象に毎年4月に健康診断を実施している。検査項目は身体測定、血圧、検尿、内科診断、胸部X線撮影で、受診率は例年全学で95%以上である。

[点検・評価]

- ① ハラスメントの談窓口は愛学館7階にあり、ここは学生、教職員は普段容易に出入りする場所ではなく、本項に類する相談は学生課窓口で受ける場合が多い。場所的な問題を検討すべきだと考える。
- ② 健康や生活に関する相談は、学生課、学生相談員、分野主任およびクラブ顧問などから寄せられ、一括して学生部・学生課が対応している。
- ③ 小規模大学であるため、十分なネットワークにより対応できているといえる。
- ④ 健康診断等については、受診率が高く、医療系学生としての自覚・関心が高いと考えられる。

[改善計画]

前述のとおり、ハラスメント対策室の設置場所を検討すべきである。また、ヘルス・メンタルケアについては現在でもかなりの部分で対応できていると思うが、近年特にメンタルケアの比率が高くなっているため、その点に関してさらに充実させるべきであろう。

本学の健康診断の受診率は極めて高く、学生の健康に関する大学としての把握は十分といえる。一方、その結果から、学生自身の健康状態についてフィードバックさせることによって、一層の有効性が期待できる。その方法について検討することも必要である。

基準 8 - 1 - 4

学習及び学生生活において、人権に配慮する体制の整備に努めていること。

[現状]

本学では、「京都薬科大学コンプライアンス・ガイドライン」および「京都薬科大学ハラスメントの防止措置等に関する規程」に則り、人権に関わる事案に対応する体制をとっている。コンプライアンス相談窓口において苦情や相談を受け付け、併せて教員・事務職員で構成されるハラスメント相談員の制度を設けている。事案の審議や公正な処理、防止対策は、ハラスメント委員会が行うこととしている。また、講師以上の各教員が日常的に担当学生の指導相談にあたる「学生相談員制度」も、問題発生の早期把握や解決のための一助となってきた。セクシュアル・ハラスメントに関しては、学生便覧中に「セクシュアル・ハラスメントの防止と対策」の項を設け、学生への周知を図っている。学生を対象とした人権に関する啓発活動は特に実施していないが、1年次生必修科目である「早期体験学習」の一環として、将来医療に携わる者としての自覚を促し、人の心に配慮することの重要性を教えている。

[点検・評価]

人権侵害はどのような内容であれ、被害者の人格を著しく傷つけかねないものである。

- ① 現在のところ、本学では顕在化した問題の例はないが、今後発生する可能性は否定できない。
- ② ハラスメントに対する現行の措置は適切と考えられる。しかし、人権侵害行為を予防し、また、万一そのような事態が生じた場合には、迅速かつ的確に対処し、学生をサポートできるよう、さらにきめ細かな体制の整備が必要である。

[改善計画]

リーフレットの配布やガイダンスの実施等によって、繰り返し学生に対して相談・解決方法の周知徹底を行う。また、学生が利用しやすいように、相談窓口や相談員制度をより身近なものに改善する。職員や学生の人権に対する意識を高めるため、啓発活動研修を定期的に行うことも検討する。

基準 8 - 1 - 5

学習及び学生生活において、個人情報に配慮する体制が整備されていること。

[現状]

「個人情報の保護に関する法律」の制定を受けて、本学でも「京都薬科大学個人情報保護規程」が定められた（平成 17 年 4 月 1 日施行）。第 1 条は、「この規程は、京都薬科大学（以下本学という。）が業務上の必要に応じて収集および保管する個人情報の取扱いに関する基本的事項を定め、学生および教職員の権利・利益およびプライバシーを保護することを目的とする。」と規定し、以下、「第 2 章 個人情報の収集、利用および提供」、「第 3 章 個人情報の管理」、「第 4 章 個人情報の開示および訂正」、「第 5 章 個人情報保護委員会」、「第 6 章 不服の申立て」、「第 7 章 調査・罰則」において、個人情報保護のための基本事項を定めている。

この規程の趣旨を学生にも周知させるために、学生便覧において、「1、個人情報の収集・利用について」、「2、個人情報の管理について」、「3、個人情報の開示、訂正、消去、利用の停止等への対応について」、「法令・規範の遵守」を内容とする「京都薬科大学個人情報保護方針」を掲載している、さらに、同便覧では、「本学は、『個人情報の保護に関する法律』第 18 条および『京都薬科大学個人情報保護規程』に則り、以下のような利用目的で個人情報を適正に取得、利用します」として、教務課以下の各担当課が個人情報を利用する業務の内容（利用目的）を詳細に挙げている。なお、「京都薬科大学個人情報保護規程」は、本学のホームページに掲載され、その周知が図られている。

[点検、評価]

- ① 「京都薬科大学個人情報保護規程」の第 3 条に定められた、「本学は、学生および教職員の個人情報保護のために、その適切な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。
- ② 本学の教職員は、学生および教職員の権利・利益およびプライバシーの保護に努めなければならない。
- ③ 本学の教職員は、知り得た個人情報を漏洩し、また不当な目的に使用してはならない」という「責務」が果たされているためか、本規程に基づき設置された個人情報保護委員会への不服の申立ては現在まで一件もない。また、個人情報の取扱いを巡ってのトラブルも報告されていない。
- ④ このような現状に照らし、本学では今のところ、「学習および学生生活において、個人情報に配慮する体制」が一応整っているといえる。

[改善計画]

学生の個人情報を保護するために、教職員が今後とも一層の配慮をすることが求

められる。と同時に、個人情報的重要性についての認識を深めてもらうために、学生に対しての啓蒙活動も取り組む必要があるだろう。

基準 8 - 1 - 6

身体に障害のある者に対して、受験の機会が確保されるとともに、身体に障害のある学生について、施設・設備上及び学習・生活上の支援体制の整備に努めていること。

[現状]

本学では従来、身体障害者の入学がなかった訳ではないが、設備面での対応が十分な箇所が散見されていたため、積極的にその改善に努めてきた。

以下の表に、身体障害者への対応の現状を示す（別資料）。

【表 8-1-6-①】身体障害者への対応の現状

| | スロープ | | エレベータ | | 階段手摺 | | トイレ | |
|------------------|------|------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------|-------------|
| | 手摺あり | 手摺なし | 視覚障害者 対応あり | 視覚障害者 対応なし | 視覚障害者 対応あり | 視覚障害者 対応なし | 身障者対応 | 車椅子対応 |
| 愛学館 | ○ | × | ○(2台中2台) | × | ○ | × | × | ○(1-4階各1箇所) |
| 臨床薬学教育研究センター | 該当なし | 該当なし | ○(1台) | 該当なし | ○ | 該当なし | ○(各階1箇所) | ○(3階) |
| 教育研究総合センター | 該当なし | 該当なし | ×(※1) | ×(※1) | ×(※1) | ○ | ×(※1) | ×(※1) |
| 6号館(※2) | × | × | × | × | × | ○ | × | × |
| 本校 | | | | | | | | |
| 8号館 | × | ○ | × | × | × | ○ | × | × |
| 図書館(※2) | ○ | × | × | × | × | ○ | | |
| 中央講堂兼体育館 | ○ | × | × | × | ○ | × | ○(1箇所) | × |
| 動物研究センター | × | ○ | × | × | × | ○ | × | × |
| クラブハウス | × | × | × | × | × | ○ | × | × |
| 躬行館(※3) | ○ | × | ○(2台中1台) | × | ○ | × | ○(各階1箇所) | ○(1階) |
| 屋外学生便所 | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし | ○ | ○ |
| 南校舎(※2) | ○ | × | × | × | × | ○ | ○(各階1箇所) | × |
| 校 | | | | | | | | |
| 創薬科学フロンティア研究センター | 該当なし | 該当なし | ○(1台中1台) | 該当なし | ○ | × | ○(各階1箇所) | × |
| 地 | | | | | | | | |
| S棟 | ○ | × | × | × | × | ○ | × | × |
| PAVO(グラウンド) | ○ | × | × | × | ○ | × | ○(1階1箇所) | × |
| 薬用植物園 | × | × | × | × | × | × | × | × |

※1:隣接の臨床薬学教育研究センターの設備を利用可能
 ※2:2010年4月躬行館完成(※3)(予定)に伴い、使用中止
 ※3:2010年4月完成予定

[点検・評価]

- ① 現状において、身体障害者への対応は、最近建築された建物に関しては十分な配慮がなされており、視覚障害者に対しても同様である。
- ② 屋外施設としても身体及び視覚障害者対応便所を設けており、学生及び関係者の通常の活動に支障はない。
- ③ 別表にも示したが、教育研究総合センターに関しては、隣接の臨床薬学教育研究センターの設備が利用可能であるので、問題はない。
- ④ 視覚障害者の講義・実習・試験については、教務課が中心となり、学生からの申し出を担当教員に周知徹底することで、対応がなされている。
- ⑤ 6号館、図書館及び南校舎に関しては身体障害者に対する対応がほとんどなされていないが、これら施設は、躬行館が利用可能となる2010年4月以降、使用しなくなるので、問題はない。
- ⑥ 8号館、動物研究センター、S棟及び薬用植物園に関しても対応が遅れているが、使用者が限定されており、必要に応じて、対応可能な状況のため、問題はない。
- ⑦ また、JR、京阪及び市営地下鉄山科駅から大学までの経路において、身体障害者の通行に障害となる箇所は見受けられず、通勤・通学に関して問題はない。

い。

⑧ 聴覚障害者への対応に関しては、全く対応がなされていない。

[改善計画]

2010年の躬行館の完成に伴い、通常使用される施設は、すべて身体及び視覚障害者対応型となるが、聴覚障害者への対応が今後の課題である。

基準 8-1-7

学生がその能力及び適性，志望に応じて主体的に進路を選択できるよう，必要な情報の収集・管理・提供，指導，助言に努めていること。

【観点 8-1-7-1】学生がそれぞれの目指す進路を選択できるよう，適切な相談窓口を設置するなど支援に努めていること。

【観点 8-1-7-2】学生が進路選択の参考にするための社会活動，ボランティア活動等に関する情報を提供する体制整備に努めていること。

[現状]

【観点 8-1-7-1】

学生がそれぞれの目指す進路を選択できるような試みは、進路支援部を設置し、薬局・病院・企業・公務員など幅広い職種の紹介、ならびに、試料閲覧室の設置、各研究室への求人票の配布などで自由に情報収集ができるシステムを整えている。また、進路支援部の教員、進路支援部の職員と各分野主任との間で緊密な連携を取りながら、学生の希望する進路に応じた指導・助言を行っている。さらに、2年次生から年に数回の進路ガイダンスを開催し、就職活動時に必須のスキルであるエントリーシートの書き方指導およびそれらの添削などにより、教職員が一体となった進路支援体制を構築している。希望者への個別面談も進路支援部で随時行い、各個人に適した将来ビジョンが描ける試みを行っている。

【観点 8-1-7-2】

本学において、学生が自主的にサークル活動として、ボランティア活動を行っていた実績はあるが、現在そのようなサークル活動は存在していない。また、大学側が学生を対象に社会活動やボランティア活動などに関する情報を提供しているシステムは存在しておらず、そのような体制整備を現在は行っていない。

[点検・評価]

【観点 8-1-7-1】

- ① 現状において、適合水準を超えた状況であり、今後は本システムをより良いシステムとして常に運営できるように改善を続けていく必要がある。

【観点 8-1-7-2】

- ② 現状において、体制整備はまったく行われておらず、今後早急に本システムの整備に取り組む必要がある。

[改善計画]

【観点 8-1-7-1】

現状で大きな改善点は必要ないと考えるが、学生によっては本システムを有効に活用していない場合もあり、進路支援部をより積極的に利用できるような説明が必要であろう。そして、今まで以上に個人面談を充実させ、きめ細やかな職種

別情報提供の実施、学生一人ひとりの価値観、興味に応じた指導をより一層充実させる必要がある。

【観点 8-1-7-2】

学生が進路選択の参考にできる、社会活動やボランティア活動の情報を、ホームページなどを利用し学生への情報提供を行う。また、小児慢性疾患である、血友病、気管支喘息、糖尿病等においては、サマーキャンプ等で医療従事者、患児、家族が交流を深める場が開催されており、サポートスタッフとして医療従事者がボランティア活動として参加できるものもある。臨床教育としては、病気を持った患者さんと接する機会は早い時期のほうが良く、日常の教育に、より直結したボランティア活動として、夏季休暇中に参加できる上記のボランティア活動などの情報を、各患者団体、協会などから得て、学生がより興味を持って参加できる情報の発信を行う工夫も必要である。

基準 8-1-8

学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

【観点 8-1-8-1】在学学生及び卒業生に対して、学習環境の整備等に関する意見を聴く機会を設け、その意見を踏まえた改善に努めていること。

【観点 8-1-8-2】学習及び学生生活に関連する各種委員会においては、学生からの直接的な意見を聴く機会を持つことが望ましい。

[現状]

○学習環境の整備等に関する意見を聞く機会を設け、その意見を踏まえた改善に努めているか。【観点 8-1-8-1】

・在学学生に対して：学生の満足度やニーズ等を正しく把握し、学生にとってより良い大学を構築するための資料として活用するために「学生満足度調査」を 2009 年度から実施している。調査項目としては、1 京都薬科大学の魅力について、2 京都薬科大学の教育・研究について、3 京都薬科大学の学生サポートについて、4 京都薬科大学の施設・設備について、5 京都薬科大学の進路支援体制について等がある。これらの中には教育や学習環境等の整備に関連する項目が含まれており、今後、得られた意見を基に改善を図る計画である。この調査結果は KPUNews（広報誌）に掲載され学生に対して公表している。また、父母を中心とする教育後援会における学生生活支援事業の項目選定の際は、学生課職員が学生自治会の委員と頻りに話し合う機会を設け、学習環境等に関する要望を聴取し相談することによって、より学生にとって学びやすい環境の整備を図っている。その結果、憩いの場所の整備、グラウンド設備の充実、貸傘の設置、自治会掲示板の設置等を行い、既に改善を図った。

・卒業生に対して：大学が卒業生に対して直接的に意見を聴く機会は設けられていないが、卒業生を主とした組織である京薬会において、毎年 1 回代議員総会を行い、その中で理事長や学長が大学の経営面や教育面から学習環境の整備等に関連する項目の説明を行っている。その後の質疑応答が主として卒業生から意見を聴く機会である。

○各種委員会において学生から直接的な意見を聴く機会を持っているか。

【観点 8-1-8-2】

学習に関する主たる委員会としては教務部委員会と図書委員会、学生生活に関する主たる委員会としては学生部委員会がある。

・教務部委員会において：通常の講義に関しては、2002 年度からランダムに抽出した数十名の学生を対象とした授業評価アンケートを行っていた。これに関しては 2008 年度に見直しを実施し、2009 年度から内容を改善し全学生を対象として行っている。授業評価アンケートには選択肢のみではなく改善に関する自由記入欄があり、学生の直接的な意見が聴けるように工夫されている。一方、実習・体育実技・

早期体験学習に関しては、学長、副学長、教務部長が主体となり学生にヒアリング調査を行うことにより学生から直接意見を聴く機会を設け、その結果を各関連教員にフィードバックし改善に努めている。

・図書委員会において：学生がより気軽に購入図書を要望できるように購入希望図書投書箱が設置されており、加えてカウンターでも直接希望図書を申請できるように配慮されている。

・学生部委員会において：「みんなの声」という意見投書箱を学内に2ヵ所設け、学生が大学側に意見を伝達しやすいように配慮している。また、学生と直接話し合う機会は定期的には設けていないが、随時学生自治会委員等と話合いの機会を設け直接的な意見を聞いている。

KPUNews 編集委員会等、学生の意見も必要な委員会では、積極的に学生も委員会のメンバーとして加え、学生から直接的な意見を聴く機会を得ている。

以上、現状で学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制はほぼ整備されていると考えられるが、今後学生の意見を踏まえた改善を具体的にどのように行っていくのかという方策を検討する必要がある。また、卒業生に対しては、卒業生を主とした組織である京薬会の代議員総会において間接的に意見を聴くのみでは機会の提供が不十分であると考えられる。

[点検・評価]

(優れた点)

- ①教育、学生生活いずれの面でも学生の意見を聴く機会を積極的に設けている。
- ②投書箱を設置する等、広く学生の意見を得る機会を設け、また学生が意見を出しやすいように考慮されている。

(改善を要する点)

- ①卒業生に対して、大学が直接的に意見を聴く機会を設けていない。
- ②学生生活の面に関して定期的に学生の意見を聴く機会を設けていない。

[改善計画]

- ①卒業生に対して、間接的に京薬会の代議員から意見を聴くのみではなく、大学が直接的に広く意見を聞く機会も設ける。
- ②学生生活の面に関しては 2010 年度から定期的にアンケート形式の「学生生活調査」を行い、学生の意見を聴く機会を設けるように計画されている。

(8-2) 安全・安心への配慮

基準 8-2-1

学生が安全かつ安心して学習に専念するための体制が整備されていること。

- 【観点 8-2-1-1】 実習に必要な安全教育の体制が整備されていること。
- 【観点 8-2-1-2】 実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などが実施されていること。
- 【観点 8-2-1-3】 各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理が行われ、学生に対して加入の必要性等に関する適切な指導が行われていること。
- 【観点 8-2-1-4】 事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備され、講習会などの開催を通じて学生及び教職員へ周知されていること。

[現状]

近年、学生の安全・安心を妨げる環境的要因は次第に多くなってきている。本学としても、学内外を問わず、その対応策に十分な配慮を行い、障害となる要因を取り除く努力を行っている。

以下、具体的に現状について述べる。

【観点 8-2-1-1】 に関して

本学における実習、実技、演習は一年次生の早期体験学習、体育実技、および二年次生からの専門実習及び長期実務実習がある。安全教育のために授業に対する臨み方、安全に対する対応、危険防止のための注意事項など、初回授業のガイダンスにより安全に対する教育を行っている。また、けがやトラブル発生時のマニュアルは、各実習、実技、演習ごとに周知するようにしている。特に二年次生以降の専門実習では、薬品、ガラス管などけがを誘発する器具を用いるために、学生便覧（2009年、P39, 40）で詳細に記し、学生に周知するようにしている。ただ全ての学生が「学生の実習時における事故防止について」を理解し、臨んでいるかの確認はできていない。

【観点 8-2-1-2】 に関して

本学は長期実務実習を円滑に遂行するため、長期実務実習委員会を設立し体制を整備している。

委員会では、実務実習に先立ち健康診断、胸部 X 線撮影、抗体検査（麻疹、風疹、水痘帯状ヘルペス、流行性耳下腺炎）およびツベルクリンの実施、また抗体が陰性者にはワクチン接種推奨を決定し、6月に抗体検査、12月にツベルクリンと胸部 X 線撮影を実施した。情報の管理、保管については学生課が行っている。また受入施設から特殊検査の依頼があった場合は、その検査を実施する。

【観点 8-2-1-3】 に関して

学生の病気やけがに対する各種保険に関しては学生課が管理している。まず、入

学式当日に保護者と新入生に対して学生部からのガイダンスを行い、本学で取り扱う保険の種類、適用状況および申請方法等について詳細に説明している。本学が加入している損害賠償責任保険、傷害保険の種類は次の通りである。1) 学生教育研究災害傷害保険、2) 初回治療費補助制度（教育後援会負担）、3) 学研災付帯賠償責任保険（現在任意加入であるが実務実習では全員加入予定）。また、実習中や長期実務実習における感染症事故等に関しては、「実習中における感染症発症当に対する諸費用の支給要項」（学生便覧 2009 p131）による適用が決定している。

この保険制度に関して、周知徹底するために入学時の指導や掲示板はもとより課外活動主将会議や交通安全講習会等の機会を利用して繰り返し指導している。

【観点 8-2-1-4】 に関して

事故や災害発生時の対応・被害防止に関しては、主として入学時の学生課ガイダンスで指導している。内容は、1) セクシュアルハラスメントの防止と対策、2) 学生を狙う悪徳商法への注意、3) 振り込め詐欺への注意、4) ひったくりへの注意、5) ストーカー犯罪防止のために等である。最近では交通事故（特に自転車に関わる）多発のため、山科警察署の協力の下に講習会を開催し、事故防止に努めている。自然災害や火災への対応は、山科消防署の指導により学生教職員合同の訓練を実施している。これは年一回であること、及び学生の参加が少ない現状である。

[点検・評価]

【観点 8-2-1-1】

実習、実技および演習における安全教育は、入学時のガイダンスでの指導以外全学生に対する共通的指導はなされていない。学生便覧において事故防止に関する注意をしているが、周知徹底されているとはいえない。

【観点 8-2-1-2】

この項目に関しては十分な対応がなされている。

【観点 8-2-1-3】

学生が加入する各種保険の情報収集・管理や指導に関して、現状で特に問題は見られない。

【観点 8-2-1-4】

学生の事故・災害被害防止に関して、本学として努力している点は認められるが、社会的環境の変化、犯罪の多様化等対応しきれない点がある。大学の体制整備とともに学生に対する啓発教育が重要だと考える。

[改善計画]

安全・安心への体制は一部を除いて十分整備されているが、学生への指導において十分とはいえない。全学生に定期的に、繰り返し指導する場を大学行事として、あるいは授業の一環としてカリキュラムに含めて設置する必要があるだろう。